横浜市立東鴨居中学校 校 長 塩原 祥光

#### 東鴨居中学校 いじめ防止基本方針

#### 1 いじめの定義

「いじめ」とは「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も 身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを 自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。
- 3 いじめ防止対策の組織「いじめ防止対策委員会」の設置 東鴨居中学校はいじめ防止対策の組織として、校内に専門の委員会を組織する。

### (1)委員会の構成

- ○委員会の構成員は原則として次の者とする。 校長・副校長・学年主任・生徒指導専任・生徒指導部長・養護教諭 スクールカウンセラー・特別支援コーディネーター
- ○状況に応じて、関係する教職員等を加える。
- ○必要に応じて、心理や福祉の専門的な知識を有する者の参加を求める。

#### (2)委員会の運営

○「いじめ防止対策委員会」は、原則として月1回以上、定期的に開催する。 また、いじめが疑われる事案が発生した場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を 開催する。

- 4 いじめ防止に向けた本校の方針 生徒のいじめを防止するために、学校として次のような方針を立て、いじめ防止に取り 組む。
  - (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 生徒が主体となっていじめのない生徒の社会を形成するという意識を育むため、 生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援す る。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにもどの生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を 実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 教職員一人ひとりがつらい思いをしている生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- (7) 学校と保護者は生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

### 5 いじめの防止等に関する取組の具体化

### (1) いじめの防止

- ① 自主的にいじめについて考え、主体的に行動できる生徒を育てる。
- ② 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団をつくる。
- ③ すべての教育活動を通じて、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④ いじめの防止等のための研修を計画的に行う。

#### (2) いじめの早期発見

- ① 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう注視する。
- ② 生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 生徒からいじめの相談があったときは、必ず迅速に対応する。
- ④ インターネット上で行われるいじめに対して、情報モラルを向上させて、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努める。

### (3) いじめに対する措置

- ① 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ② 学校全体で情報共有と組織的な対応・支援・指導を行う。
- ③ 状況に合わせ、継続的なケアを行う。
- ④ 関係生徒の成長を促すよう教育的配慮の下、指導する。
- ⑤ 再発防止に向けて適切に指導するとともに、継続的な支援を行う。
- ⑥ 状況に応じて、外部機関と連携して対応していく。

# (4) いじめの解消

「いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること。」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。」の少なくとも2つの要件が満たされる必要がある。

# (5) 特に配慮が必要な生徒

いじめは、どの子どもにも起こり得る可能性があり、下記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ア 発達障害を含む、障害のある生徒
- イ 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国に つながる生徒
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- エ 東日本大震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

## (6) 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会等の活用による学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

## (7) 年間計画

月	学校での取組
4	・いじめ防止対策委員会・教育相談・職員研修①
5	・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・国際平和スピーチコンテスト
	・福祉体験
	・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談)
6	・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・Y-P アセスメント (1回目)
7	・いじめ防止対策委員会・生活アンケート
	・横浜プログラムを活用した「SOS の出し方に関する教育」
8	・いじめ防止対策委員会 ・教育相談 ・職員研修② ・人権作文
	・横浜こども会議
9	・いじめ防止対策委員会・生活アンケート
10	・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・職員研修③
11	・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・Y-P アセスメント (2回目)
	・横浜プログラムを活用した「いじめに関する教育」 ・職員研修④
12	・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・職員研修⑤
	・いじめ解決一斉キャンペーン
1	・いじめ防止対策委員会 ・教育相談 ・人権講演会 ・職員研修⑥
2	・いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート ・ピンクシャツデーへの取組
3	・いじめ防止対策委員会・生活アンケート

#### 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより相当の期間 (30 日を目安) 学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあるとき。
- 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

### (2) 重大事態の判断

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生 徒課が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

## (3) 重大事態の報告

重大事態に該当すると判断した場合、学校は直ちに教育委員会に報告をする。

#### (4)調査の趣旨及び調査主体

- 調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。
- 調査主体は、教育委員会又は学校である。

### (5)調査を行うための組織

- 学校主体の場合は、原則として「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。
- 教育委員会が調査主体となる場合、「横浜市いじめ問題専門委員会」が調査を行う。

#### (6) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。
- 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするも のではない。

#### (7) その他留意事項

学校の調査で、事実関係の全貌が十分に判断される場合は、新たな調査は行わない。

# (8) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた生徒及び保護者への適切な情報提供を行う。
- いじめを行った生徒及び保護者への説明をする。
- 調査結果は教育委員会に報告をする。

### 7 いじめ防止対策委員会の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に 応じて組織や取組等の見直しを行う。

> 平成 26年 3月 制定 令和 6年 3月 改定

未来への誓い(生徒作成)

(創立 30 周年を記念し、「明日への誓い」を改訂 平成29年11月3日)

東鴨居中学校は、多くの緑に囲まれ、生徒の活気と笑顔が溢れる学校である。 私たちは、あたり前のことをあたり前にできる学校を目指し、「挨拶を盛んにすること」「時間や学校のルールを守ること」、「お互いに助け合うこと」に力を尽くしてきた。 あらゆる行事で、皆が一丸となって切磋琢磨し、最後まで努力し続けることを、この学校の伝統の一つとして受け継いできた。

私たちは、誰もが生き生き活動し、明日も行きたいと思える学校にするために、これからも挨拶を励行し、学年・性別関係なく東鴨居に集う仲間として、生徒同士で声をかけあっていきたい。

学びの場面では、将来を見据え日々仲間と教え高め合う姿が見られる。私たちは、一人ひとりがひたむきに目標をもって取り組み、 時間の重さを知り、準備の大切さ、人の話をしっかり聞くなどの社会で必要な力を高める努力をしていきたい。

部活動では、部員全員で一丸となり、同じ目標に向かって努力を重ねている。時には辛く逃げ出したい時もあるが、辛い時こそ仲間で励まし合い仲間の大切さを感じている。失敗を恐れず、何事にも挑戦し、努力を重ね、部活動での経験を通して、将来の自分に役立つ忍耐力を養い、周りの人への感謝と礼儀を忘れず日々成長していきたい。私たちは、地域の活動を通して、多面的な力を発揮し、多くのことを得ている。私たちはこれからも地域の方から愛され見守ってもらえる学校になるように努めていきたい。 東鴨居中の生徒は、互いに支え合いながら何事にも最後まで諦めない信念を持ち、目標や将来の夢に向かって自らを磨き、より大きな人間になる努力を日々重ねていく。そして、生徒一同、今まで、培われてきた伝統を受け継ぎ、さらに素晴らしい学校になるように歩んでいく決意である。